

家庭ごみ有料化制度の点検結果について (令和5年度振り返り)

令和6年10月

東久留米市環境安全部ごみ対策課

はじめに

東久留米市では、平成２８年２月に「東久留米市家庭ごみ有料化に向けた実施計画」を策定（平成２９年３月改訂）し、平成２９年７月より全品目の戸別収集（小型廃家電類を除く）、同年１０月より、市指定収集袋方式による「家庭ごみ有料化制度」を開始した。

本制度については、「ごみの減量」「公平な負担」「ごみに対する意識の向上」を目的として、それまでのごみの減量化・資源化の取組みに係る検証結果を踏まえ、更なる取組みを全市的なものとする効果的な手段として実施してきたところである。

ここに令和５年度実績に基づき、「家庭ごみ有料化制度」の実施状況やその結果についてとりまとめたので、後述のとおり報告する。

目 次

I 排出抑制の効果.....	1
1 ごみ・資源物の収集量.....	1
2 1人1日当たりのごみ排出量.....	2
II 再生利用推進の効果.....	3
1 資源化率.....	3
III 市民の意識改革.....	4
1 分別精度.....	4
(1) 組成分析（乾ベース）.....	4
(2) 容器包装プラスチック回収量に対する夾雑物量の割合.....	5
IV 不適正処理や不法投棄の防止.....	6
1 不法投棄回収状況（特定家庭用機器）.....	6
V 手数料収入の使途.....	7
1 令和5年度清掃費歳入総額（前年度比較）.....	7
2 令和5年度清掃費歳出総額（前年度比較）.....	9
3 令和5年度家庭廃棄物収集手数料の内訳.....	11
参考 収集体制.....	12

I 排出抑制の効果

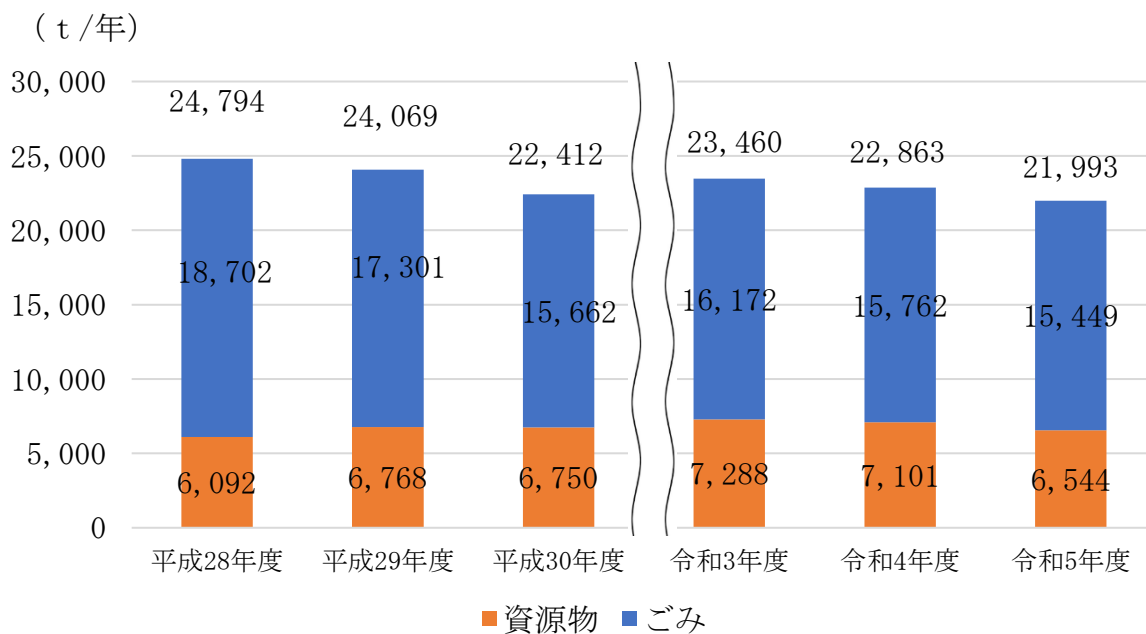
1 ごみ・資源物の収集量

令和5年度における「ごみ・資源物の収集量」は、前年度（令和4年度）より減少している。また、有料化実施前年度（平成28年度）との比較においても、減少しており、有料化による減量効果を確認することができる。

（単位：t/年）

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
有料化時期	実施 前年度	10月より 実施	実施後 2年目		実施後 5年目	実施後 6年目	実施後 7年目	実施前年度 (平成28年 度) 比
ごみ・資源物	24,794	24,069	22,412		23,460	22,863	21,993	-11.3%
ごみの行政収集	18,702	17,301	15,662		16,172	15,762	15,449	-17.4%
燃やせるごみ	16,383	15,029	13,847		14,217	13,884	13,454	-17.9%
燃やせないごみ	2,206	2,138	1,683		1,803	1,743	1,870	-15.2%
粗大ごみ	77	93	95		114	100	90	+16.9%
有害ごみ	36	41	37		38	35	35	-2.8%
資源物の行政回収	6,092	6,768	6,750		7,288	7,101	6,544	+7.4%
うち容器包装プラスチック	1,494	1,739	1,640		1,856	1,793	1,536	+2.8%

資料：多摩地域ごみ実態調査（表1 ごみ量）



2 1人1日当たりのごみ排出量

令和5年度における「1人1日当たりのごみ排出量」は、前年度（令和4年度）より減少している。また、有料化実施の前年度（平成28年度）との比較においても減少しており、有料化による減量効果を確認することができる。

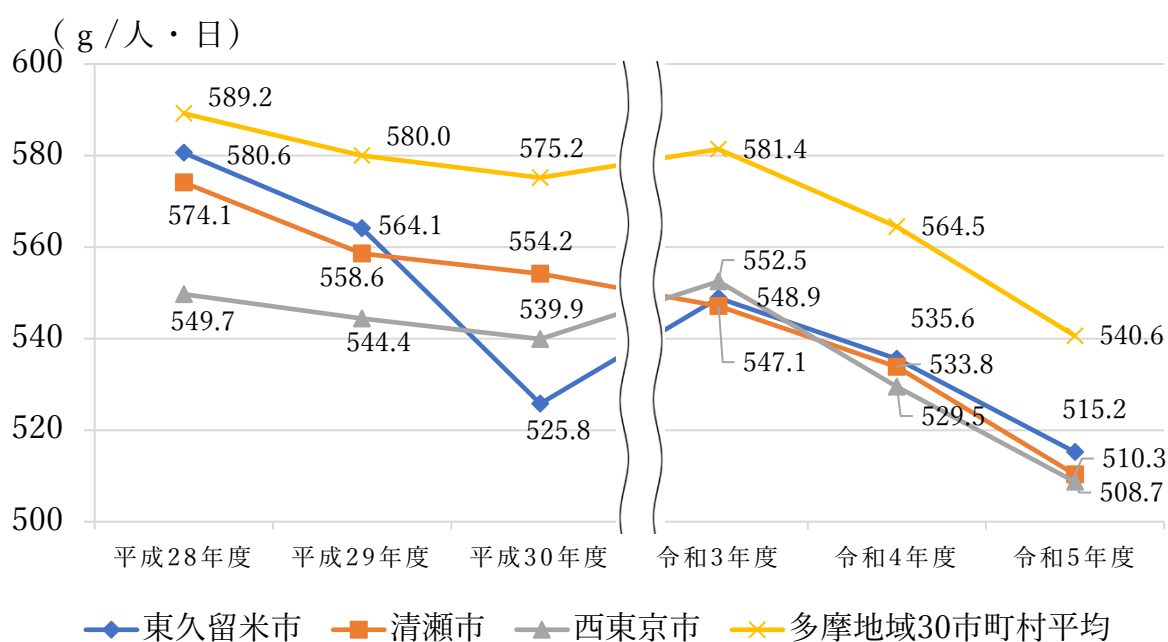
（単位：g/人・日）

年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
有料化時期		実施 前年度	10月より 実施	実施後 2年目		実施後 5年目	実施後 6年目	実施後 7年目	実施前年度 (平成28年 度) 比
東久留米市 〈平成29年10月有料化〉		580.6	564.1	525.8		548.9	535.6	515.2	-11.3%
参 考	清瀬市 〈平成13年6月有料化〉	574.1	558.6	554.2		547.1	533.8	510.3	-
	西東京市 〈平成20年1月有料化〉	549.7	544.4	539.9		552.5	529.5	508.7	-
	多摩地区30市町村平均 〈令和6年3月31日現在29 市町村で有料化〉	589.2	580.0	575.2		581.4	564.5	540.6	-

資料：多摩地域ごみ実態調査（表2 ごみ量）

※ ごみ排出量原単位は、次の計算式より算出している。行政収集量÷（各年度10月1日の人口×365日（うるう年は366日））

※ 行政収集量には持込みごみ量及び集団回収量を含まない。



II 再生利用推進の効果

1 資源化率

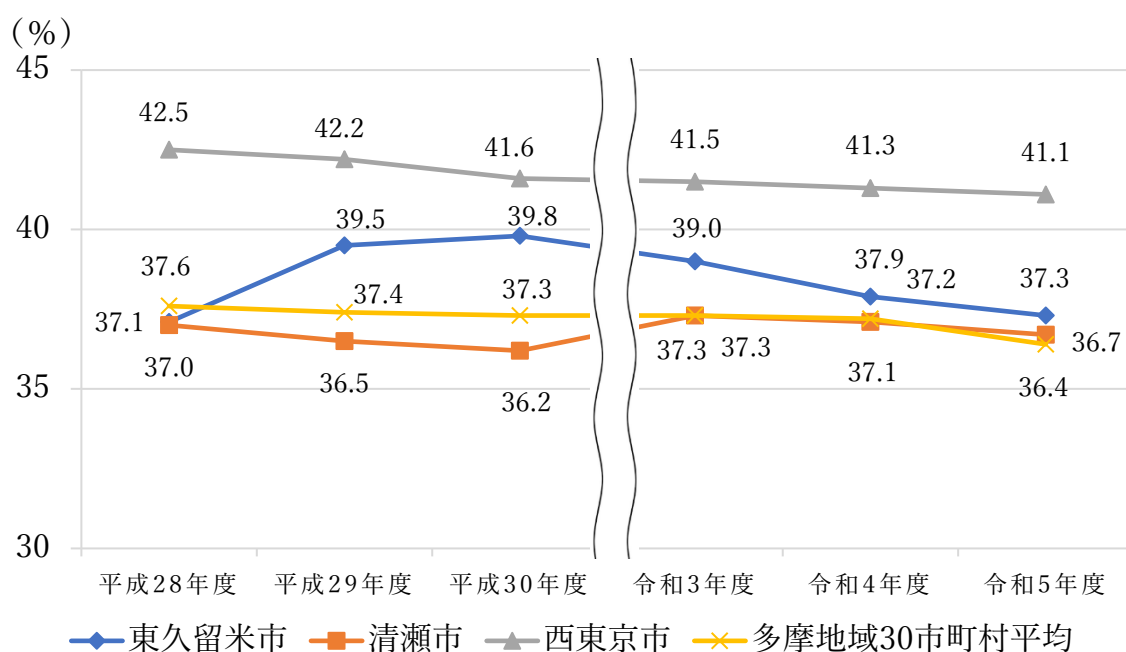
令和 5 年度における「資源化率」は、前年度（令和 4 年度）より減少しているが、有料化実施の前年度（平成 28 年度）との比較において増加しており、有料化による資源化率の向上を確認することができる。

（単位：％）

年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
有料化時期		実施 前年度	10月より 実施	実施後 2年目		実施後 5年目	実施後 6年目	実施後 7年目	実施前年度 (平成28年 度) 比
東久留米市 〈平成29年10月有料化〉		37.1	39.5	39.8		39.0	37.9	37.3	+0.2%
参 考	清瀬市 〈平成13年6月有料化〉	37.0	36.5	39.8		37.3	37.1	36.7	-
	西東京市 〈平成20年1月有料化〉	42.5	42.2	41.6		41.5	41.3	41.1	-
	多摩地区30市町村平均 〈令和4年3月31日現在28 市町村で有料化〉	37.6	37.4	37.3		37.3	37.2	36.4	-

資料：多摩地域ごみ実態調査（表 18 施策別の資源化量）

※ 資源化率は、次の計算式より算出している。（資源ごみからの資源化量＋集団回収量＋収集後資源化量）÷（総ごみ量＋集団回収量）



III 市民の意識改革

1 分別精度

(1) 組成分析（乾ベース）

令和 5 年度の「組成分析（乾ベース）」において、燃やせるごみ中の不燃物の割合は前年度（令和 4 年度）及び有料化実施の前年度（平成 28 年度）との比較において減少しており、有料化による分別精度の向上を確認することができる。一方、燃やせないごみ中の可燃物の割合は前年度（令和 4 年度）及び有料化実施の前年度（平成 28 年度）との比較において増加しており、分別精度の向上のためには、継続して分別意識の啓発や分別ルール の 周知が必要である。

※ 組成分析とは、ごみの中にどのようなものが、どのような割合で含まれているか示すものである。

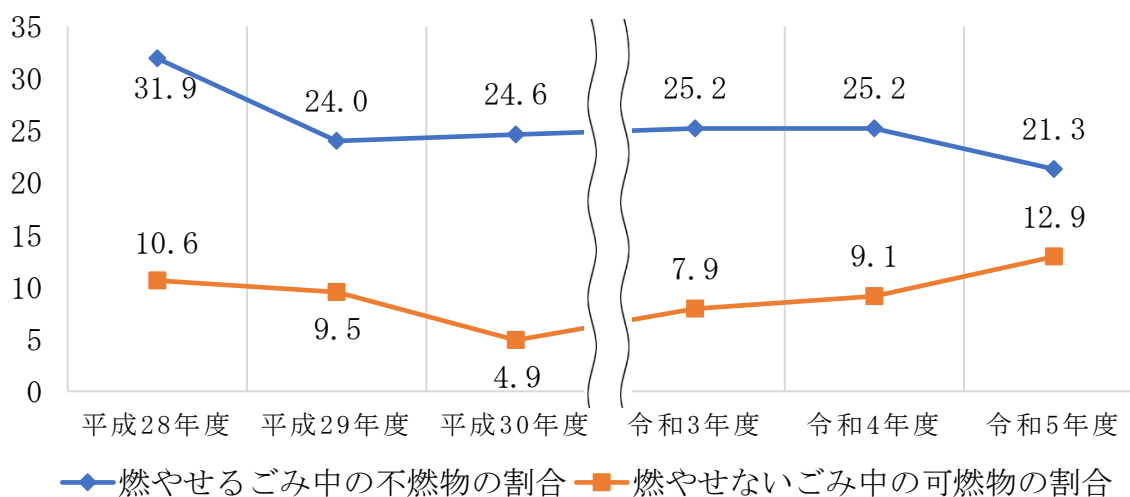
※ 組成分析については、柳泉園組合構成 3 市（東久留米市・清瀬市・西東京市）のごみが混じった状態で実施するため、以下の値は全て 3 市共通のものである。

（単位：％）

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
有料化時期	実施 前年度	10月より 実施	実施後 2年目		実施後 5年目	実施後 6年目	実施後 7年目
燃やせるごみ中の 不燃物の割合	31.9	24.0	24.6		25.2	25.2	21.3
燃やせないごみ中 の可燃物の割合	10.6	9.5	4.9		7.9	9.1	12.9
							実施前年度 (平成28年 度) 比
							-10.6%
							+2.3%

資料：多摩地域ごみ実態調査（表 5、6 可燃ごみ、不燃ごみの組成）

（％）

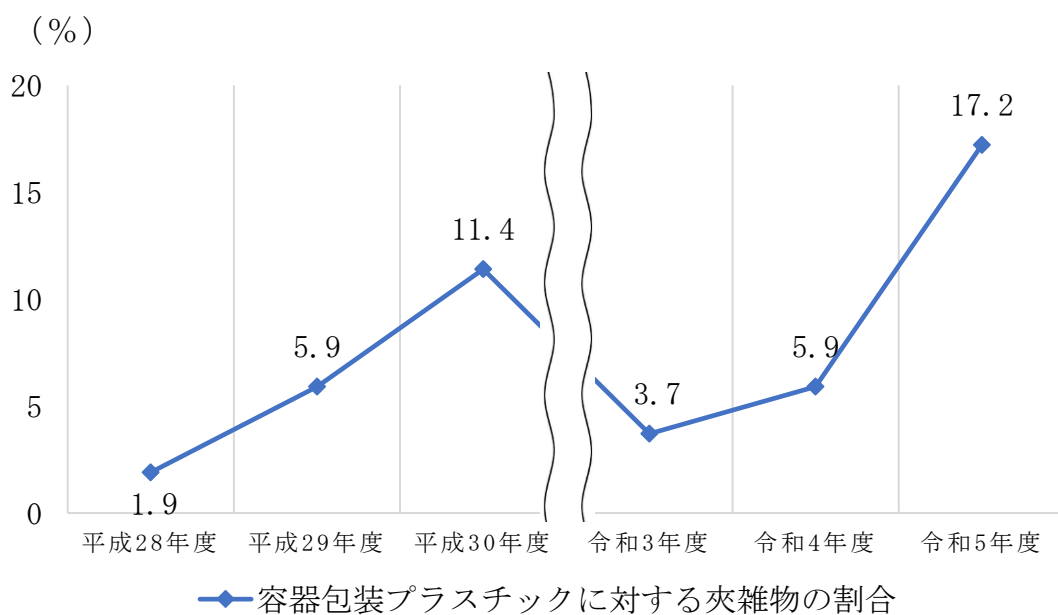


(2) 容器包装プラスチック回収量に対する夾雑物量の割合

令和5年度における「容器包装プラスチック回収量に対する夾雑物量の割合」は、前年度（令和4年度）及び有料化実施の前年度（平成28年度）との比較において増加しており、容器包装プラスチックの分別排出の質を維持していくためには、継続して分別意識の啓発や分別ルールの周知が必要である。

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
有料化時期	実施 前年度	10月より 実施	実施後 2年目		実施後 5年目	実施後 6年目	実施後 7年目	実施前年度 (平成28年 度) 比
容器包装プラスチック回収量 (t)	1,494	1,739	1,640		1,856	1,793	1,536	+42
夾雑物の量 (t)	29	102	187		69	105	264	+235
容器包装プラスチック回収量に対する夾雑物の割合 (%)	1.9	5.9	11.4		3.7	5.9	17.2	+15.2%

※ 夾雑物とは、資源化に適さない容器包装プラスチック以外のものである。



IV 不適正処理や不法投棄の防止

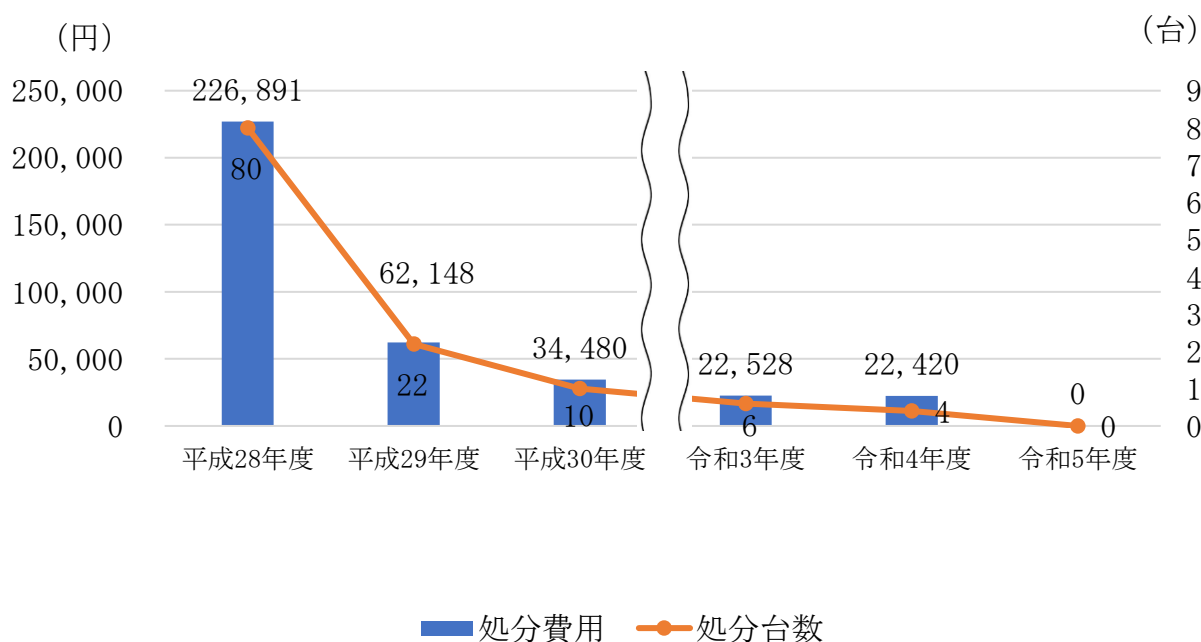
1 不法投棄回収状況（特定家庭用機器）

有料化により増加を懸念された不法投棄は、有料化実施前年度（平成 28 年度）との比較において、各年度で減少している。

※ 特定家庭用機器とは、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機である。

※ 以下は、ごみ集積所跡地に不法投棄された特定家庭用機器の処分の値である。

年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
有料化時期	実施 前年度	10月より 実施	実施後 2年目		実施後 5年目	実施後 6年目	実施後 7年目	実施前年度 (平成28年度) 比
処分台数（台）	80	22	10		6	4	0	-100.0%
処分費用（円）	226,891	62,148	38,480		22,528	22,420	0	-100.0%



V 手数料収入の使途

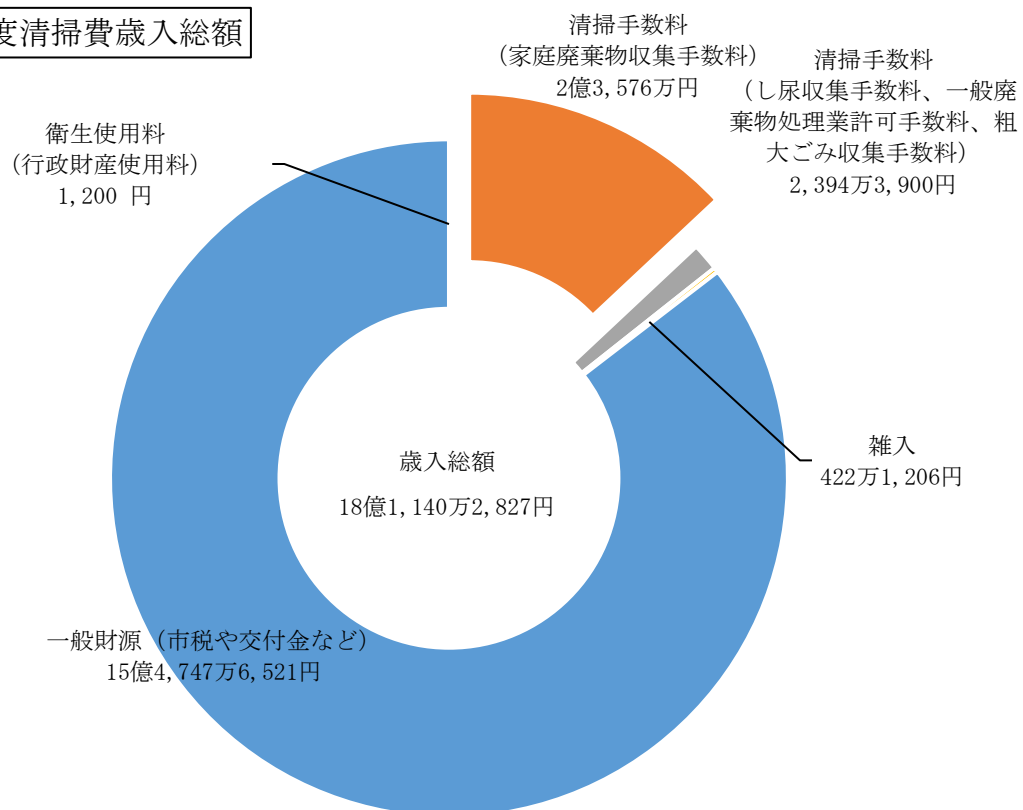
令和5年度の家庭廃棄物収集手数料による歳入（2億3,576万円）は、令和5年度清掃費歳入総額（18億1,140万2,827円）の13.0%にあたり、充当先は全て家庭廃棄物・資源物収集事業（8億1,968万4,190円）である。

1 令和5年度清掃費歳入総額（前年度比較）

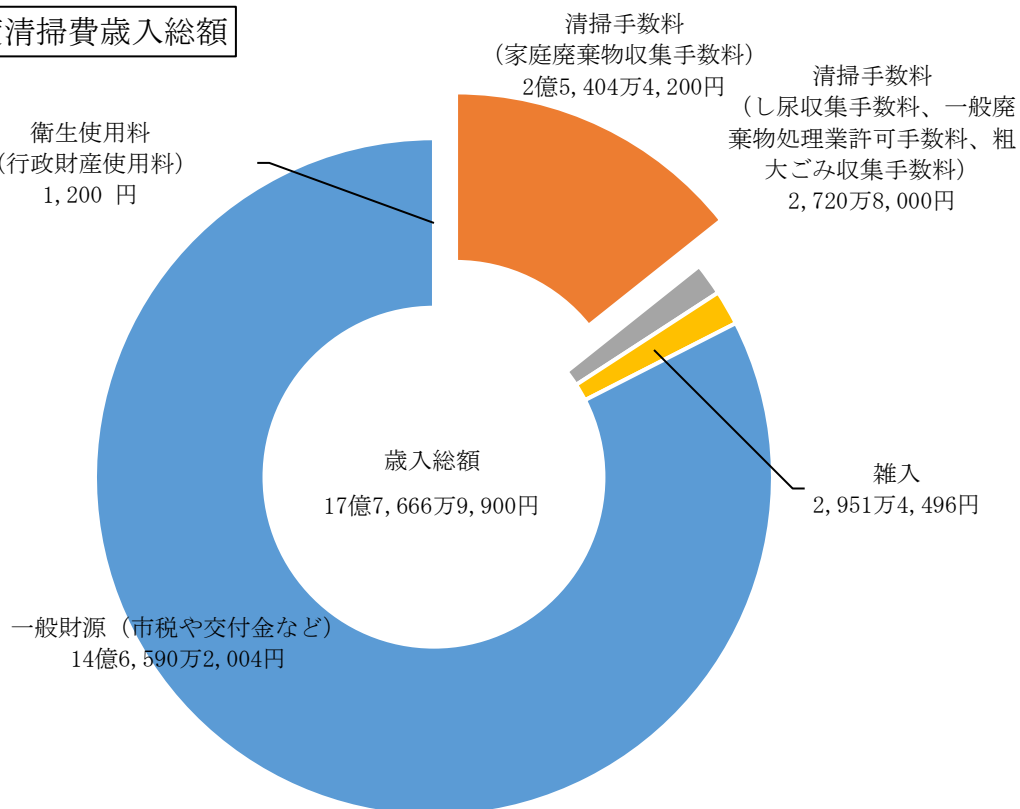
（単位：円）

財源	款	節	内容	令和4年度	令和5年度	前年度比	構成比
特定財源				310,767,896	263,926,306	-46,841,590	-
		使用料及び手数料		281,253,400	259,705,100	-21,548,300	-
		衛生使用料		1,200	1,200	0	-
			行政財産使用料	1,200	1,200	0	0.0%
		清掃手数料		281,252,200	259,703,900	-21,548,300	-
			し尿収集手数料	160,000	90,000	-70,000	0.0%
			一般廃棄物処理業許可手数料	400,000	110,000	-290,000	0.0%
			粗大ごみ収集手数料	26,614,000	23,707,900	-2,906,100	1.3%
			し尿収集手数料（連絡所分）	34,000	36,000	+2,000	0.0%
			家庭廃棄物収集手数料	254,044,200	235,760,000	-18,284,200	13.0%
		諸収入		29,514,496	4,221,206	-25,293,290	-
		雑入		29,514,496	4,221,206	-25,293,290	-
			資源物（紙類等）売却代金	1,745,380	2,842,871	+1,097,491	0.2%
			行政財産使用許可に伴う光熱水費	87,404	71,335	-16,069	0.0%
			指定収集袋（外装）広告料	1,325,000	1,307,000	-18,000	0.1%
			有償入札拠出金	26,231,752	0	-26,231,752	0.0%
			三多摩は一つなり事業負担金	124,960	0	-124,960	0.0%
一般財源（市税や交付金など）				1,465,902,004	1,547,476,521	+81,574,517	85.4%
合計				1,776,669,900	1,811,402,827	+34,732,927	100.0%

令和5年度清掃費歳入総額



令和4年度清掃費歳入総額



2 令和5年度清掃費歳出総額（前年度比較）

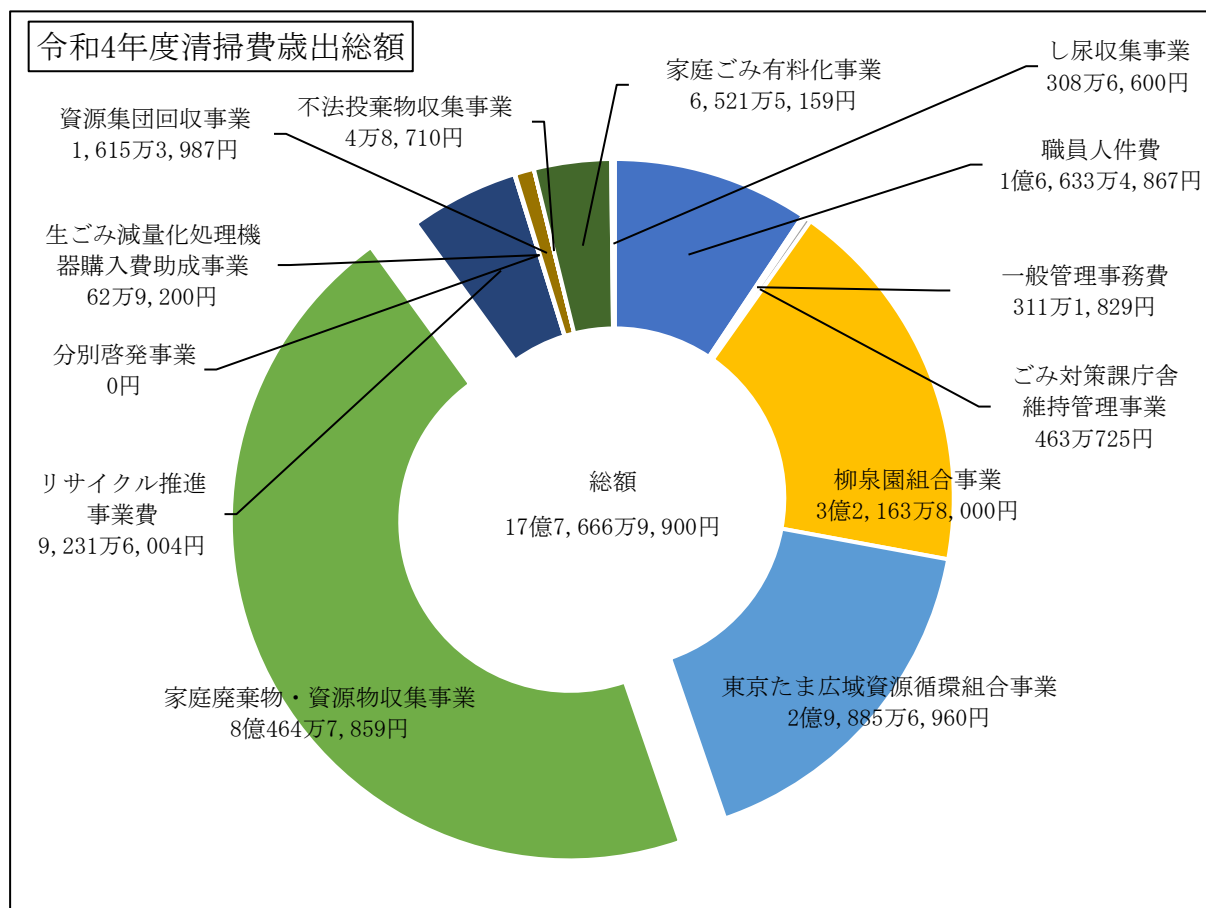
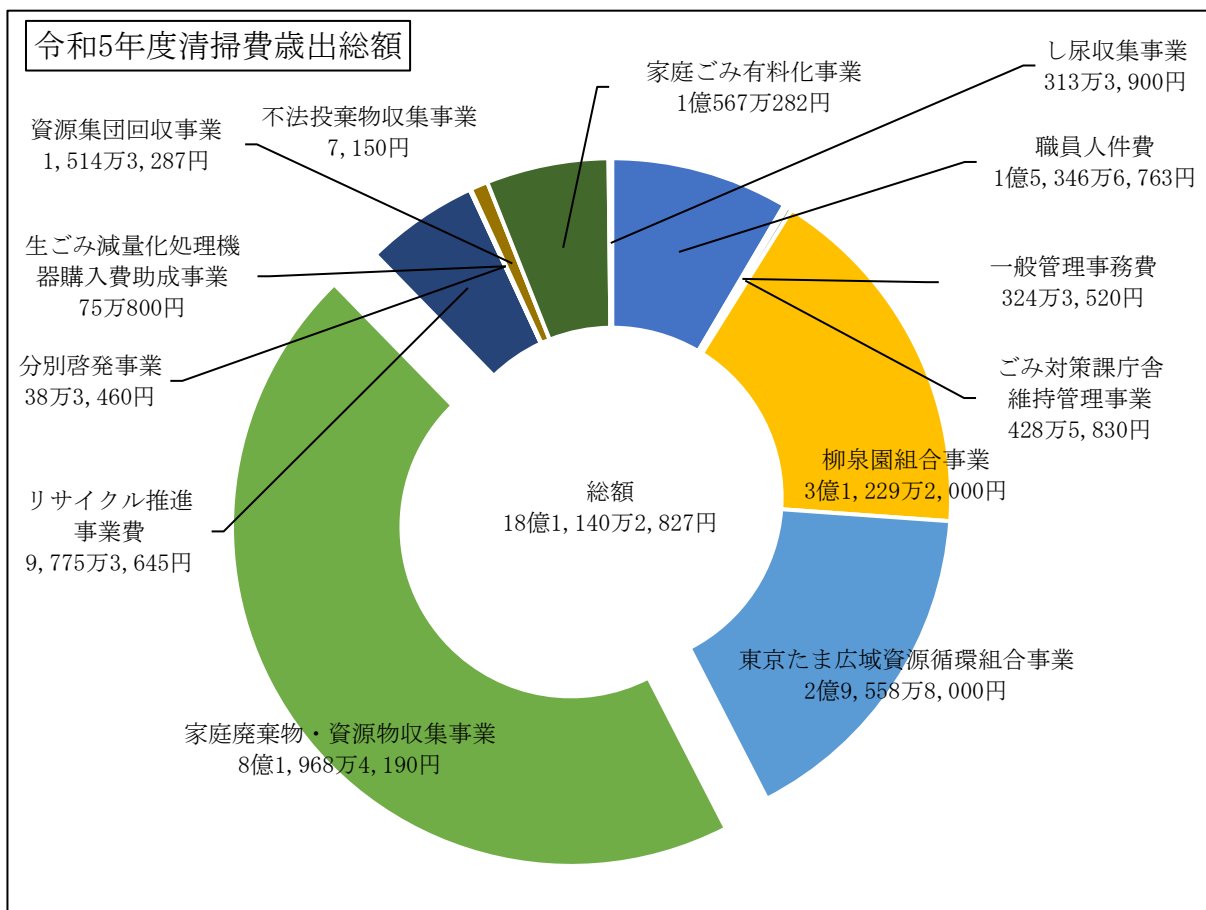
（単位：円）

項 目	中事業	令和4年度	令和5年度	前年度比
3. 清掃費		1,776,669,900	1,811,402,827	+34,732,927
1. 清掃総務費		794,572,381	768,876,113	-25,696,268
	職員人件費	166,334,867	153,466,763	-12,868,104
	一般管理事務費	3,111,829	3,243,520	+131,691
	ごみ対策課庁舎維持管理事業	4,630,725	4,285,830	-344,895
	柳泉園組合事業	321,638,000	312,292,000	-9,346,000
	東京たま広域資源循環組合事業	298,856,960	295,588,000	-3,268,960
2. 塵芥処理費		979,010,919	1,039,392,814	+60,381,895
	家庭廃棄物・資源物収集事業	804,647,859	819,684,190	+15,036,331
	リサイクル推進事業費	92,316,004	97,753,645	+5,437,641
	分別啓発事業	0	383,460	+383,460
	生ごみ減量化処理機器購入費助成事業	629,200	750,800	+121,600
	資源集団回収事業	16,153,987	15,143,287	-1,010,700
	不法投棄物収集事業	48,710	7,150	-41,560
	家庭ごみ有料化事業	65,215,159	105,670,282	+40,455,123
3. し尿処理費		3,086,600	3,133,900	+47,300
	し尿収集事業	3,086,600	3,133,900	+47,300
合計		1,776,669,900	1,811,402,827	+34,732,927

■令和5年度家庭廃棄物・資源物収集事業の内訳（前年度比較）

（単位：円）

節	内容	令和4年度	令和5年度	前年度比
報酬	会計年度任用職員報酬	5,885,196	6,018,560	+133,364
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	1,165,590	1,250,623	+85,033
需用費	消耗品費、燃料費など	6,123,926	7,072,693	+948,767
役務費	自動車損害保険料	234,000	228,570	-5,430
委託料	ごみ資源物収集運搬委託など	790,329,289	804,542,508	+14,213,219
使用料及び賃借料	有料道路使用料	9,160	0	-9,160
備品購入費	庁用備品	420,618	52,256	-368,362
負担金、補助金及び交付金	在宅医療用注射針回収事業負担金	82,280	94,380	+12,100
公課費	自動車重量税	397,800	424,600	+26,800
合計		804,647,859	819,684,190	+15,036,331



3 令和5年度家庭廃棄物収集手数料の内訳

種類		指定収集袋大きさ				合計
		5L	10L	20L	40L	
燃やせる ごみ	1 枚	10 円	20 円	40 円	80 円	-
	納品数	938,500 枚	1,576,000 枚	1,551,000 枚	611,000 枚	-
	小計	9,385,000 円	31,520,000 円	62,040,000 円	48,880,000 円	151,825,000 円
燃やせない ごみ	1 枚	-	20 円	40 円	-	-
	納品数	-	489,000 枚	660,500 枚	-	-
	小計	-	9,780,000 円	26,420,000 円	-	36,200,000 円
容器包装プラ スチック	1 枚	-	10 円	20 円	40 円	-
	納品数	-	549,500 枚	930,500 枚	590,750 枚	-
	小計	-	5,495,000 円	18,610,000 円	23,630,000 円	47,735,000 円
合計						235,760,000 円

(参考) 令和4年度家庭廃棄物収集手数料の内訳

種類		指定収集袋大きさ				合計
		5L	10L	20L	40L	
燃やせる ごみ	1 枚	10 円	20 円	40 円	80 円	-
	納品数	919,810 枚	1,509,290 枚	1,755,070 枚	655,880 枚	-
	小計	9,198,100 円	30,185,800 円	70,202,800 円	52,470,400 円	162,057,100 円
燃やせない ごみ	1 枚	-	20 円	40 円	-	-
	納品数	-	379,620 枚	596,200 枚	-	-
	小計	-	7,592,400 円	23,848,000 円	-	31,440,400 円
容器包装プラ スチック	1 枚	-	10 円	20 円	40 円	-
	納品数	-	637,490 枚	1,280,010 枚	714,290 枚	-
	小計	-	6,374,900 円	25,600,200 円	28,571,600 円	60,546,700 円
合計						254,044,200 円

参考 収集体制

令和 6 年 3 月 31 日時点

		東久留米市	清瀬市	西東京市	東村山市	小平市
収集方式		戸別収集 (※1)	戸別収集 (※2)	戸別収集	戸別収集 (※1)	戸別収集 (※1)
収 集 頻 度	燃やせる ごみ	週 2 回	週 2 回	週 2 回	週 2 回	週 2 回
	燃やせない ごみ	週 1 回	週 1 回	2 週に 1 回	月に 1 回	4 週に 1 回
	容器包装プ ラスチック	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回
	ペット ボトル	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	2 週に 1 回
	びん	週 2 回	週 1 回	2 週に 1 回	週 1 回	2 週に 1 回
	缶	週 1 回	週 1 回	2 週に 1 回	月に 2 回	2 週に 1 回
	紙・布	週 1 回	週 1 回	2 週に 1 回	月に 2 回	2 週に 1 回
	有害ごみ	週 1 回	拠点回収 (※3)	2 週に 1 回 (※4)	週 1 回	2 週に 1 回
	小型家電	拠点回収	拠点回収	4 週に 1 回	拠点回収	拠点回収
	廃食用油	—	—	4 週に 1 回	—	—
	金属類	—	—	4 週に 1 回	—	2 週に 1 回

※1 小型家電は除く。

※2 資源物、小型家電は除く。

※3 スプレー缶・ライターは不燃ごみと同時に収集。

※4 スプレー缶・ライターはびんと同時に収集。

家庭ごみ有料化制度の点検結果について

(令和 5 年度振り返り)

令和 6 年 1 0 月

発行／東久留米市

編集／東久留米市環境安全部ごみ対策課

住所／〒203-0042

東京都東久留米市八幡町二丁目 1 0 番 1 0 号

電話／0 4 2－4 7 3－2 1 1 7

FAX ／0 4 2－4 7 7－6 7 5 5

E-mail／gomitaisaku@city.higashikurume.lg.jp